

脱炭素スマート農地研究会規約

(名称)

第1条 この会は、脱炭素スマート農地研究会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、千葉市稲毛区弥生町 1-33 千葉大学人文公共学府内に置く。

(目的)

第3条 本会は、ソーラーシェアリング(営農型太陽光発電)を核として、スマート農業技術を組み合わせることによって、脱炭素化を図る農地（以下「脱炭素スマート農地」という。）の研究及び普及に関する活動を行うことを目的とする。

(活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次に掲げる活動を行う。

- (1) 脱炭素スマート農地についての研究及び実践
- (2) 脱炭素スマート農地についての情報交換
- (3) その他、目的の達成に必要な活動

(会員)

第5条 本会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 個人会員は、本会の目的に賛同し入会した個人とする。
- (2) 法人会員は、本会の目的に賛同し入会した法人とする。

(入会)

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。
2 会員として入会しようとするものは、入会申込書により、会長に申し込むものとする。

(会費)

第7条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 個人会員 年会費 3000円
- (2) 法人会員 年会費 1万円

(退会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、会員の資格を喪失する。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 会費を2年以上納入しないとき。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 監事

2 役員の任期は2年とする。

3 役員は再任を妨げない。

(選任)

第10条 役員は総会において、会員の中から選任する。

(職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 監事は、本会の活動及び会計を監査する。

(総会)

第12条 本会の総会は、会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 事業報告及び収支予算
- (4) 役員の選任又は解任
- (5) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第14条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

1 この規約は、2024年1月20日から施行する。